

# ■ 『成田市地域防災計画の修正要旨』

## 1. 修正の背景

本計画につきましては、平成28年度実施いたしました防災アセスメント調査結果を基礎資料として、平成29年度に修正を行ったところでありますが、その後、新たな利根川洪水浸水想定区域図の公表や、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」の改定などがありましたことから、国・県の防災計画との整合を図るため、計画の一部を修正するものであります。

## 2. 修正の概要

### 1. 一般社団法人千葉県助産師会と協定の締結

〈該当ページ：共通編 13〉

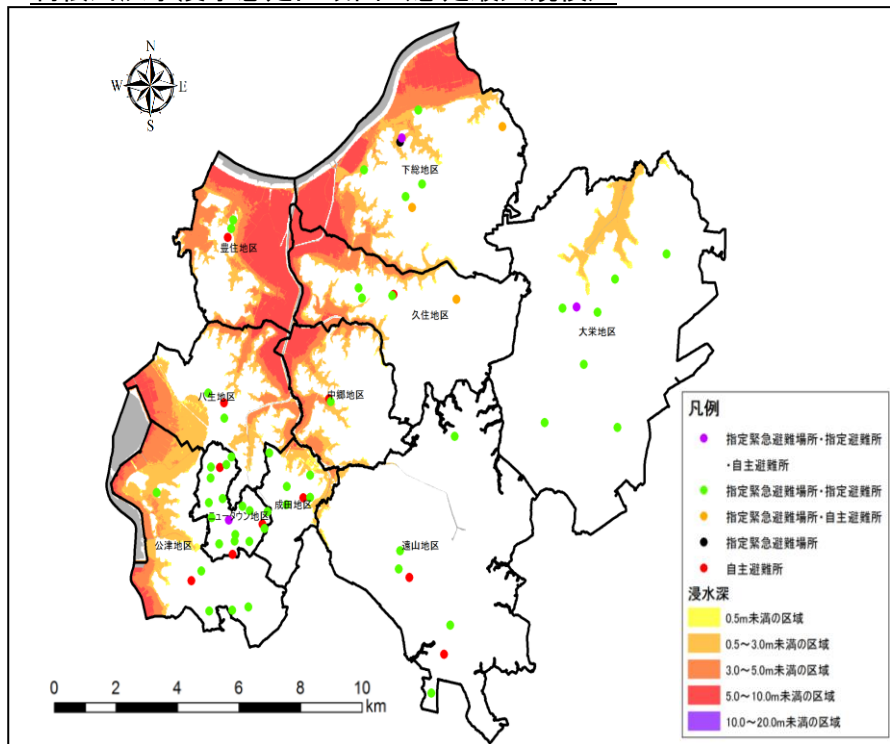
令和元年7月24日に一般社団法人千葉県助産師会と「災害時の助産師による妊産婦並びに乳幼児支援に関する協定書」を締結したことから公共的団体に追記しました。

### 2. 利根川に係る洪水浸水想定区域図の指定・公表

〈該当ページ：共通編 33、35〉

平成29年7月20日に新たに利根川洪水浸水想定区域図が指定・公表されたことから、利根川洪水浸水想定区域図を変更しました。

## ■ 利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



### 3. 中郷ふるさと交流館の所管の変更

〈該当ページ：災害応急対策編 震災 8〉

中郷ふるさと交流館の施設管理者がシティプロモーション部から市民生活部に変更されたことに伴い、市民生活部の事務分掌に「避難所の開設・運営支援に関すること」を追加しました。

#### 4. 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定

〈該当ページ：災害応急対策編 風水害 20～24〉

中央防災会議防災対策実行会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」において、避難対策の強化について検討し、昨年12月に「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」がとりまとめられ、報告の内容を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改定されたため、下記の事項を踏まえたものに修正しました。

- (1) 災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるよう、警戒レベルを用いて避難勧告等を伝達
- (2) 実際に災害が発生しているとの情報は、住民の命を守るための行動に極めて有益であるため、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で「【警戒レベル5】災害発生情報」を発令
- (3) (1)、(2)について住民への積極的な広報を実施。その際、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解を促進

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ※市が、災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものでないことに留意する。	災害発生情報
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋へ避難する。	避難勧告 避難指示(緊急) ※避難指示(緊急)は、必ず発令されるものでないことに留意する。
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難を開始する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	指定緊急避難場所や避難経路の再確認をするなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報

※警戒レベル1、2は気象庁が発表する。警戒レベル3、4、5は市が発表する。